

災害事務の流れについて

水管理・国土保全局 防災課
平成29年5月

災害対策基本法によると、

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の**異常な自然現象**

又は大規模な火事、爆発、放射性物質の大量放出、多数の者の遭難を伴う船舶の沈没等の原因

により生ずる被害である。

○災害復旧関係法令

- ・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担**法**
- ・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担**法施行令**
- ・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担**法施行規則**
- ・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担**法事務取扱要綱**
- ・公共土木施設災害復旧事業査定**方針**

◆国の責務

国民生活に密接な関係を有する公共土木施設の災害は、
民政の安定上、また、社会経済上重大な影響
被災施設の早期復旧を図る → **行政の責務**

しかしながら

災害復旧の費用は、地方公共団体にとって、

- ・ 臨時かつ多額の出費
- ・ 地方財政を圧迫
- ・ 早期復旧が期しがたい

よって

特別の財政負担を行い、莫大な費用を
要する公共土木施設を早期に復旧する → **国の責務**

◆ 災害復旧事業採択の基本的要件

1. 異常な天然現象による
2. 負担法上の公共土木施設
3. 地方公共団体等が実施
4. 適用除外の災害復旧ではない

国庫負担率とは負担法第3条の規定により地方公共団体に対し国が費用の一部を負担する割合を指し、その割合は負担法第4条により地方公共団体の財政力に応じて算定する。



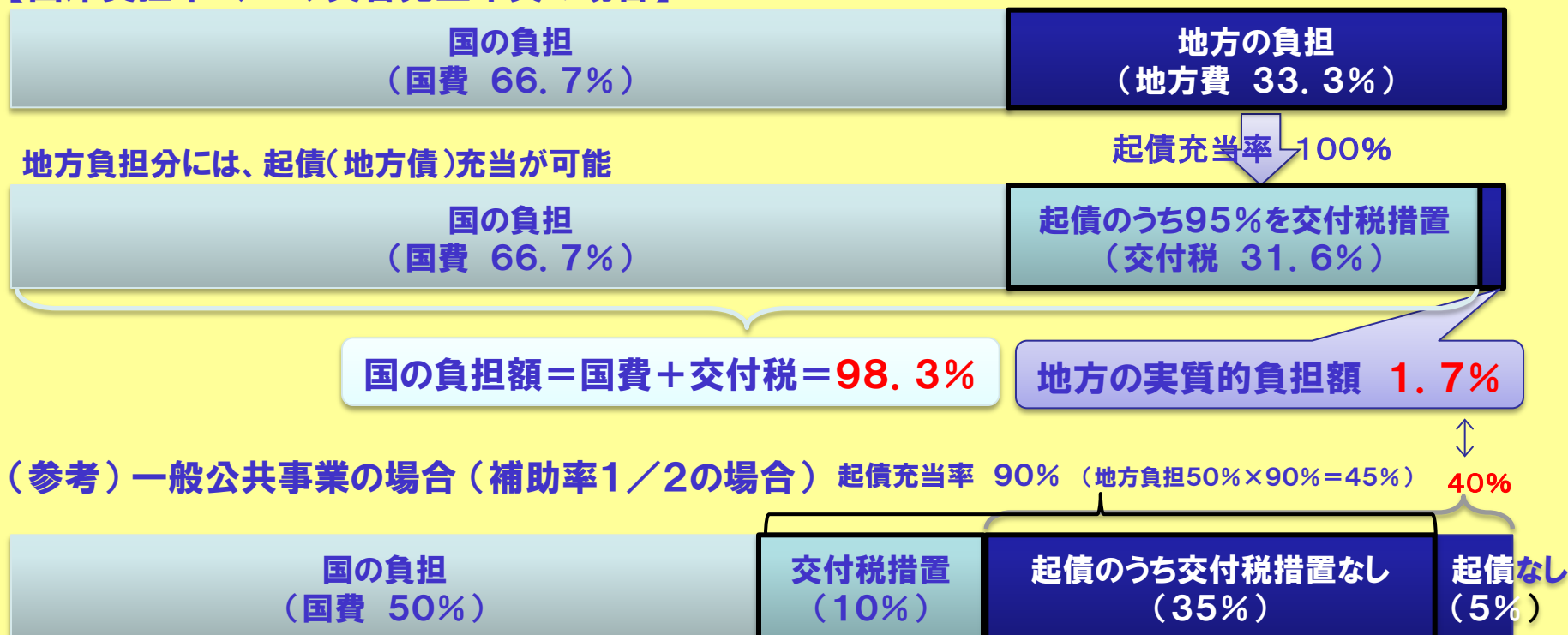
国庫負担率の**算定事務**は、対象となる公共土木施設の主務大臣が国土交通、農林水産の二省にわたることから**国土交通省**が取りまとめて行う。



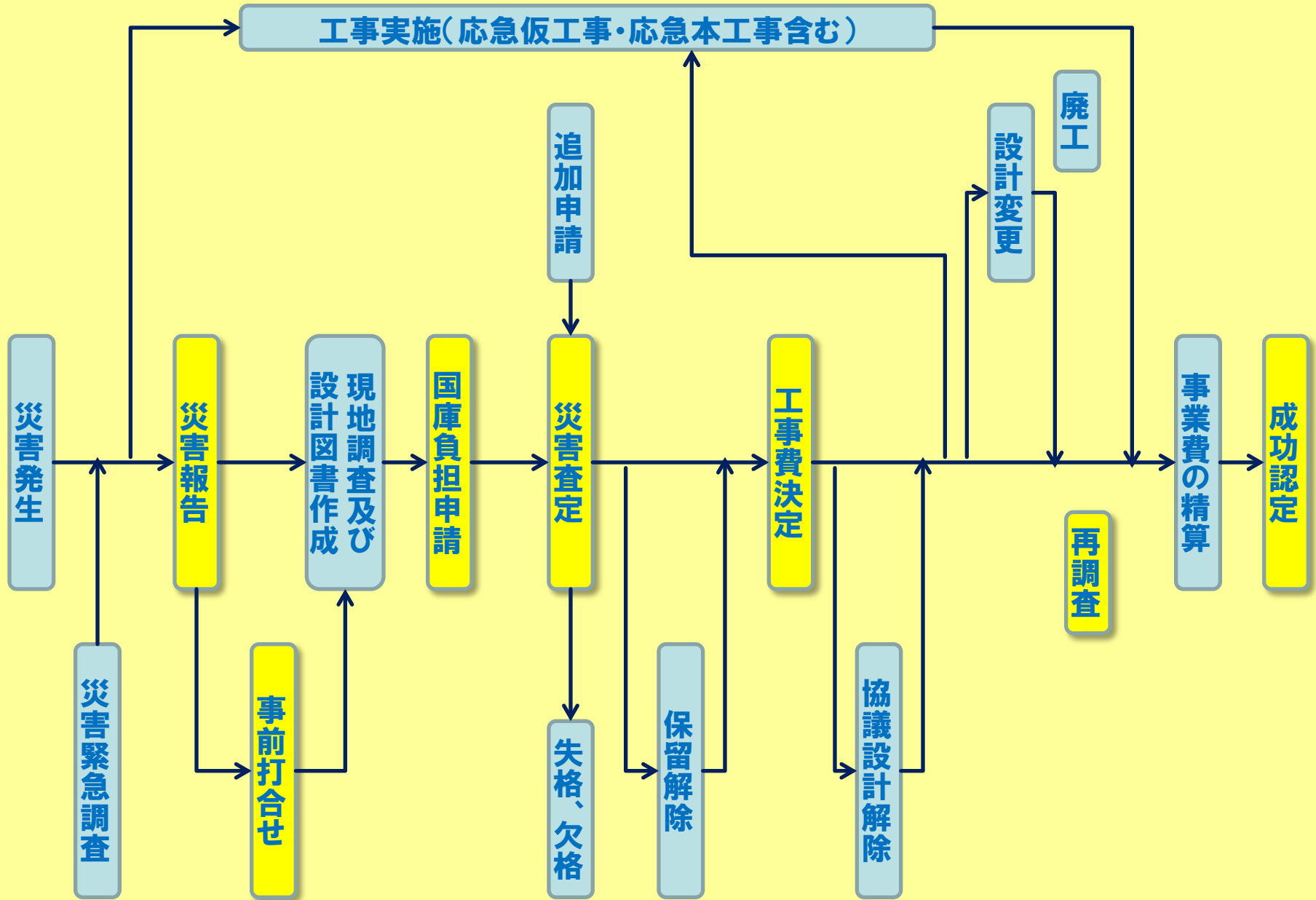
激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下、激甚法）による**嵩上げ率の算定**も、対象となる公共施設の主務大臣が国土交通、農林水産、文部科学及び厚生労働の四省にわたることから**国土交通省**が取りまとめて行う。

- ▶ 地方公共団体は、災害が発生した場合には、被災箇所について災害復旧を申請し、それに基づいて災害査定が行われ、災害復旧事業費が決定。
- ▶ 災害復旧関係事業における **国庫負担は2/3以上※と高率。**
 - ※ 年間の災害復旧事業費が、標準税率の1/2を超え、2倍に達するまでの額に相当する額については**75%**が国費
標準税率の2倍を超える額に相当する額については**100%**国費
- ▶ 交付税措置により実質的な地方公共団体の負担は**最大でも1.7%**（災害発生年災の場合）

【国庫負担率2/3、災害発生年災の場合】



災害復旧事務の流れ



事業を所管する**主務大臣**が**補助事業者**に対して、**事業を適正に実施**させるため、**必要な検査**を行い、又は**報告を求め**ることができる

- (1) 事前打合せ
- (2) 設計単価及び歩掛の同意
- (3) 設計変更の同意
- (4) 実施計画協議
- (5) 事業の廃止
- (6) 剰余金の使用
- (7) 成功認定
- (8) 残存物件
- (9) 都道府県知事に対する事務の委任

法に基づき、公文書によって行われる災害報告は、
国庫負担申請をする意志の表明

市 町 村



災害報告(負担法施行令第5条第1項)

都道府県・指定都市



災害報告(負担法施行令第5条第1項、第2項)

国土交通省(防災課)

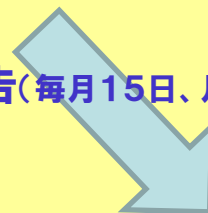
災害状況報告



災害状況報告
(災対法第53条第4項)



災害報告(毎月15日、月末)



国土交通委員会等

災害対策特別委員会

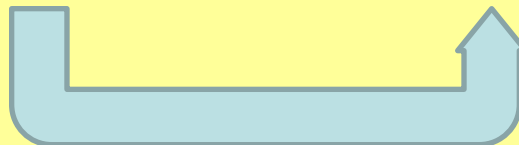
国

会

内閣総理大臣

中央防災会議

(主計局)
財務省



通報(災対法第53条第6項)

災害報告の使用目的

- **財政上の措置**(予備費の支出、地方交付税の繰上等)
- **政府調査団又は災害査定官等の現地派遣の要否**
(現地工法指導及び緊急調査)
- **罹災者に対する救援と復旧措置**
- **技術者及び建設機械等の応援派遣の要否**
- **激甚災害の指定**
- **緊急査定の要否**
- **当該年度及び翌年度予算の積算**

※災害報告は訂正を要する場合、災害終息後1ヶ月以内に災害報告書により訂正報告を行う

1. 災害の発生後速やかに行うべき措置

- ① 状況把握
- ② 気象、水位等の観測
- ③ 被害写真等の整備
- ④ 災害報告

出水状況等の写真が、災害査定の際の**重要な判断資料**となるので十分に整備

2. 災害報告と申請箇所及び金額

- ・大規模災害等の発生で、1ヶ月以内の訂正報告が出来ない場合、防災課に連絡の上、別途指示を受ける
- ・災害報告のないものは国庫負担申請を行う資格がない
- ・被害報告額は規則様式により変更報告されたもののみが正式
- ・被害報告に対し、国庫負担申請額が大幅に超えたり下回ることがないよう、常に被害報告額の変更の必要性について注意

査定の円滑な執行に資するため、防災課は事前打合せを積極的に対応

※事前打合せが必要と認められる箇所としては、以下を想定

- ①一定災として申請する箇所
- ②査定前に緊急に施行する必要のある箇所
- ③地すべり防止施設に係る箇所
- ④急傾斜地崩壊防止施設に係る箇所
- ⑤海岸保全施設に係る箇所
- ⑥工事竣工後1年に満たないもの
- ⑦降雨又は地すべりに起因して発生した施設災害で、地すべり防止対策を主体とする工法のもの
- ⑧要綱第3第2号ホの越水させない原形復旧を適用するもの
- ⑨橋梁災害復旧工事
- ⑩ダムに係る災害
- ⑪流木の堆積に係る災害
- ⑫特殊な災害や特殊な構造物
- ⑬方針第15の2第1項に該当する箇所

施行令第6条第1項

地方公共団体の長は、法第7条の規定による災害復旧事業費の決定を受けようとするときは、災害復旧事業の

- ・目論見書
- ・査定設計書
- ・添付図面等(箇所図、気象資料、原因状況資料、災害総計表)

を添付して、その旨を主務大臣に申請しなければならない



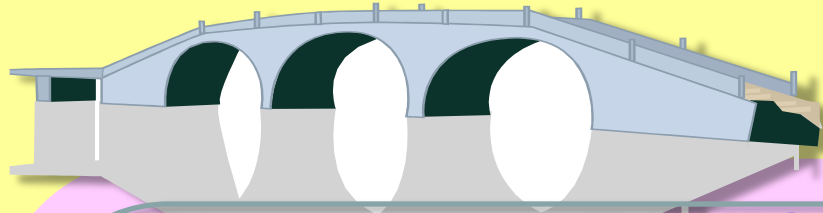
地方公共団体の長は、国庫負担申請に添付する査定設計書に用いる

- ・設計単価表
- ・歩掛表

はあらかじめ国土交通大臣に提出して同意を得る

※申請書類の差し替え等は、本来手続きとしてはあり得ず、真にやむを得ない場合以外は認められない

国庫負担申請対象施設



国土交通省所管

防災課所管

河川

海岸

砂防設備

地すべり防止施設

急傾斜地崩壊防止施設

道路

下水道

公園

港湾

農水省
所管

漁港

林地荒廃防止施設

※それぞれの施設は政令で定められ、各公物管理法において規定されている施設

国庫負担申請にあたっての検討事項

①所管及び管理主体の検討

地方公共団体の維持管理に属するか否か？
管理者や管理主体が適正なものかどうか？



台帳及び調書の整備
他施設管理者との調整の必要性

②兼用工作物等

他の地方公共団体の区域に跨っている橋梁
一定区間重複して交叉する県道と市町村道
兼用する県管理河川堤防と市町村道
兼用する国道と普通河川堤防



管理規定
いずれか効用の大きい施設

③二重採択防止

同一箇所の重複申請
複数省庁に跨る重複申請



国庫負担金の二重受入は
絶対にあってはならない

④他省所管施設との関係

「災害復旧事業の二重採択防止に関する覚書の取扱細目について」
「海岸に係る災害復旧事業の二重採択防止に関する覚書について」

国庫負担申請にあたっての検討事項

⑤ 関係部課相互の連絡協議

災害復旧事業の二重採択防止に関する
覚書の取扱細目について



担当部課の相互協議・調整
関係部長の証明書

⑥ 現場の整備

関係省庁の所管を色別した標識杭の設置

国土交通省	県工事	青
	市町村工事	赤
農林水産省	農村振興局関係	黒



所属年災、申請番号、
工事延長、起終点

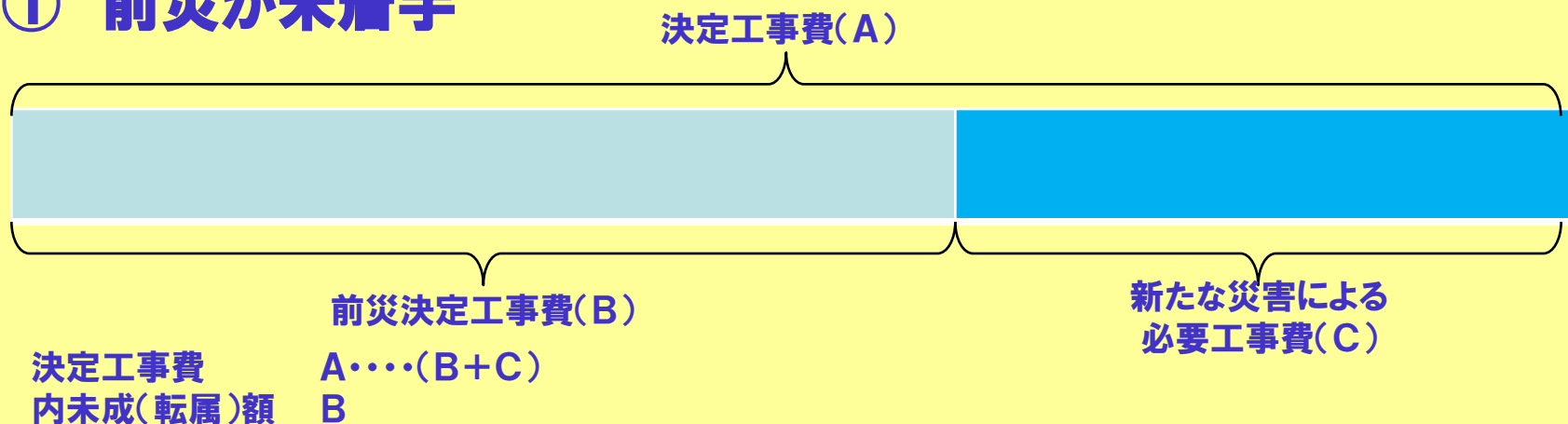
⑦ 現地での立会

申請者側関係職員は現地に立会し、被災原因、復旧工法等の説明

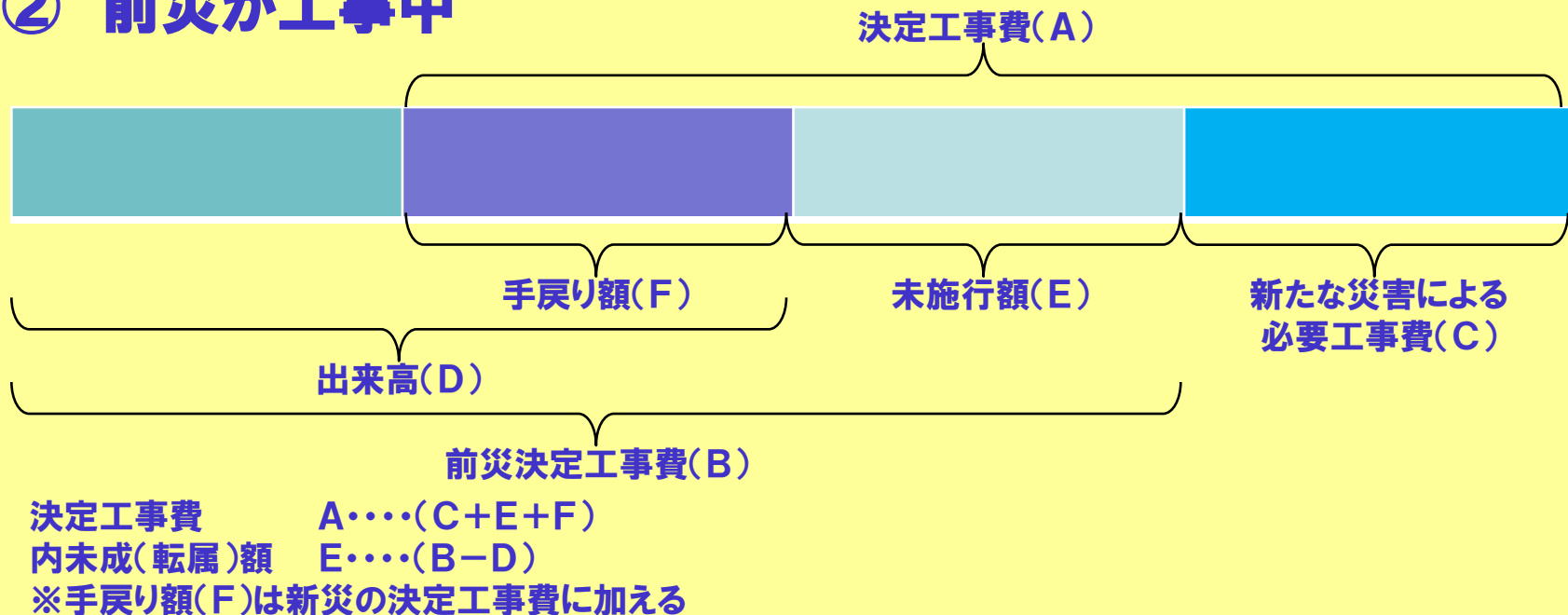
⑧ 過年災害との関係

- ・過年災害又は当年災害として採択された箇所の重複申請は不可
- ・施工中又は着手前に「増破」した箇所は
 - 内転属 … 増破の年災を同じくする場合
 - 内未成 … 増破の年災を異にする場合

① 前災が未着手



② 前災が工事中



1 主務大臣の決定

地方公共団体の長からの申請に基づく災害復旧事業費
の決定実地調査

2 災害査定官

災害復旧制度の使命（早期復旧）達成

補助者たる事務官、検査官、財務省の立会官

※概ね2,000万円未満の箇所は地方整備局災害査定官により査定

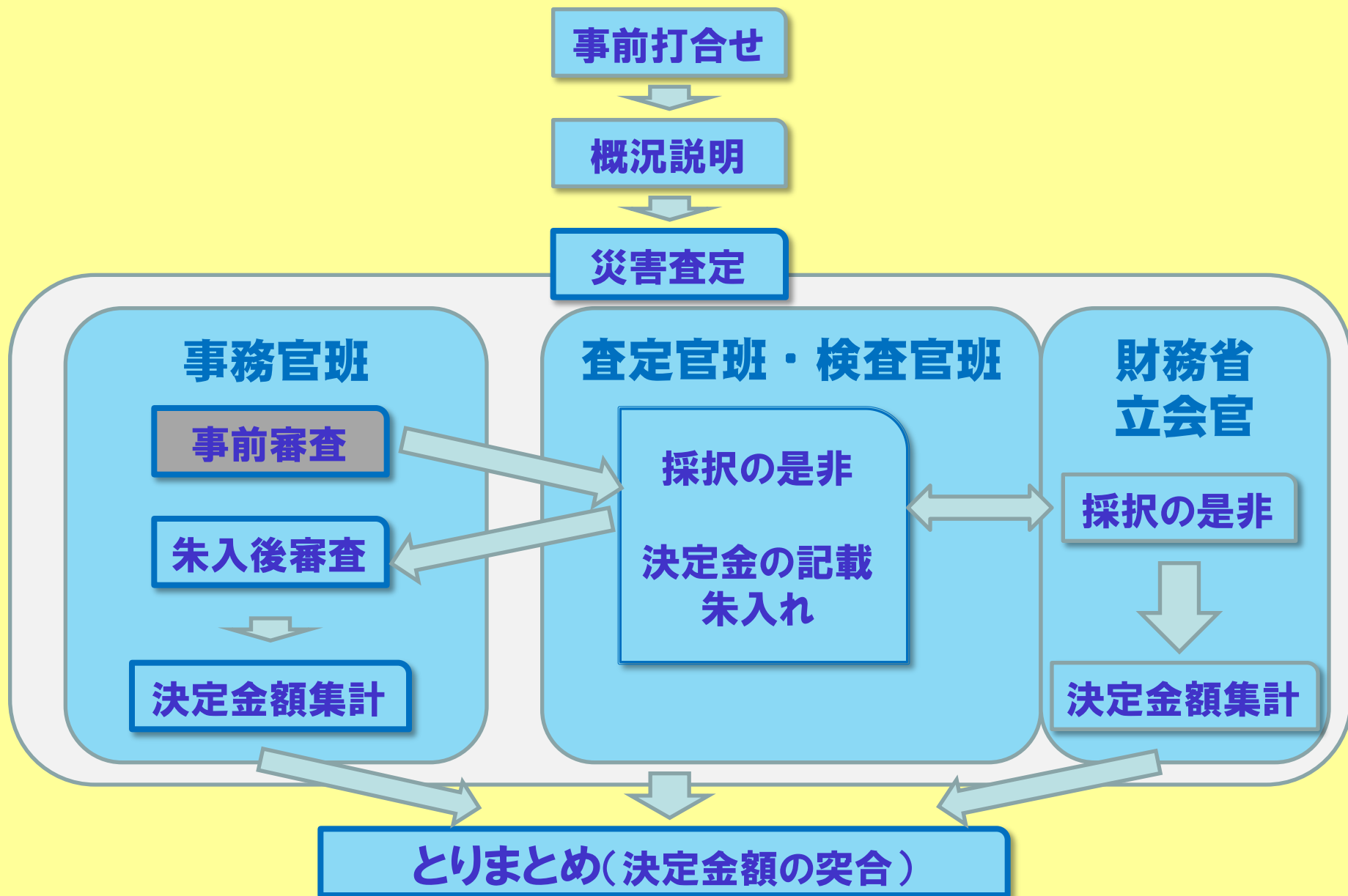
3 実地査定

申請額300万円未満、実地困難な場合は机上査定

4 朱書き（査定決定）

失格及び欠格は不採択

※早期復旧の趣旨に資するため、災害発生後2ヶ月以内に実施



査定決定の設計を変更して工事を実施しようとする場合は、軽微な変更を除いてあらかじめ主務大臣の同意を得なければならない

①水勢若しくは地形の変動その他の事由に基づきやむを得ないと認める場合

- ・施行位置
- ・工法変更
- ・増破
- ・実施単価更正
- ・精査による変更等



工法変更を伴うものは、十分な資料の整備により申出

増破の箇所で国庫負担の要件に該当する場合は新たな災害として申請

②改良工事とあわせて施行することが適当であると認める場合

河川改修事業、道路改良事業等と災害復旧事業を合併施行し、施設の再度災害防止、施設の機能向上を図る

軽微な変更は主務大臣の同意を要しないが、国庫負担の対象となり得るべく資料を整理しておかなければならない

過年発生災害の第3年度目に、状況の変化に応じて自治体が事業実施できるよう事業費の見直しを行う調査

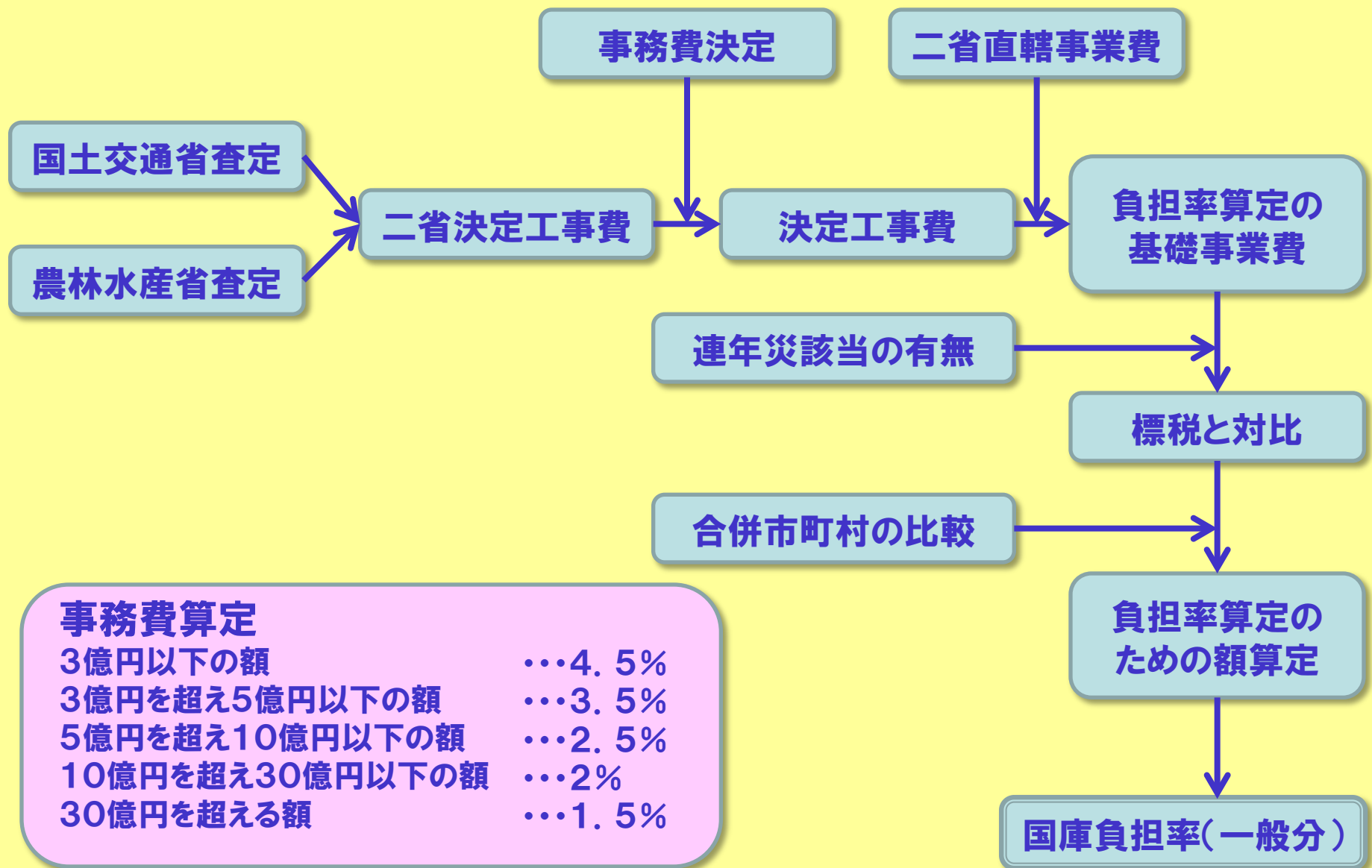
- ・状況変化を勘案し、単価更正、設計変更を行う等の工事費の更正決定
- ・別途費による施行済等で目的を達成している工事は中止工事
- ・既に施行済の工事費について竣功額を基本に更正決定



再調査の対象となった年災の決定工事費の総額が、再調査で決定した工事費の総額に更正決定される
同時に、国庫負担対象額も更正決定される

- ・当該調査を経て最終的な予算措置
- ・再調査後に大幅な変動が生じないよう留意

国庫負担率算定フロー

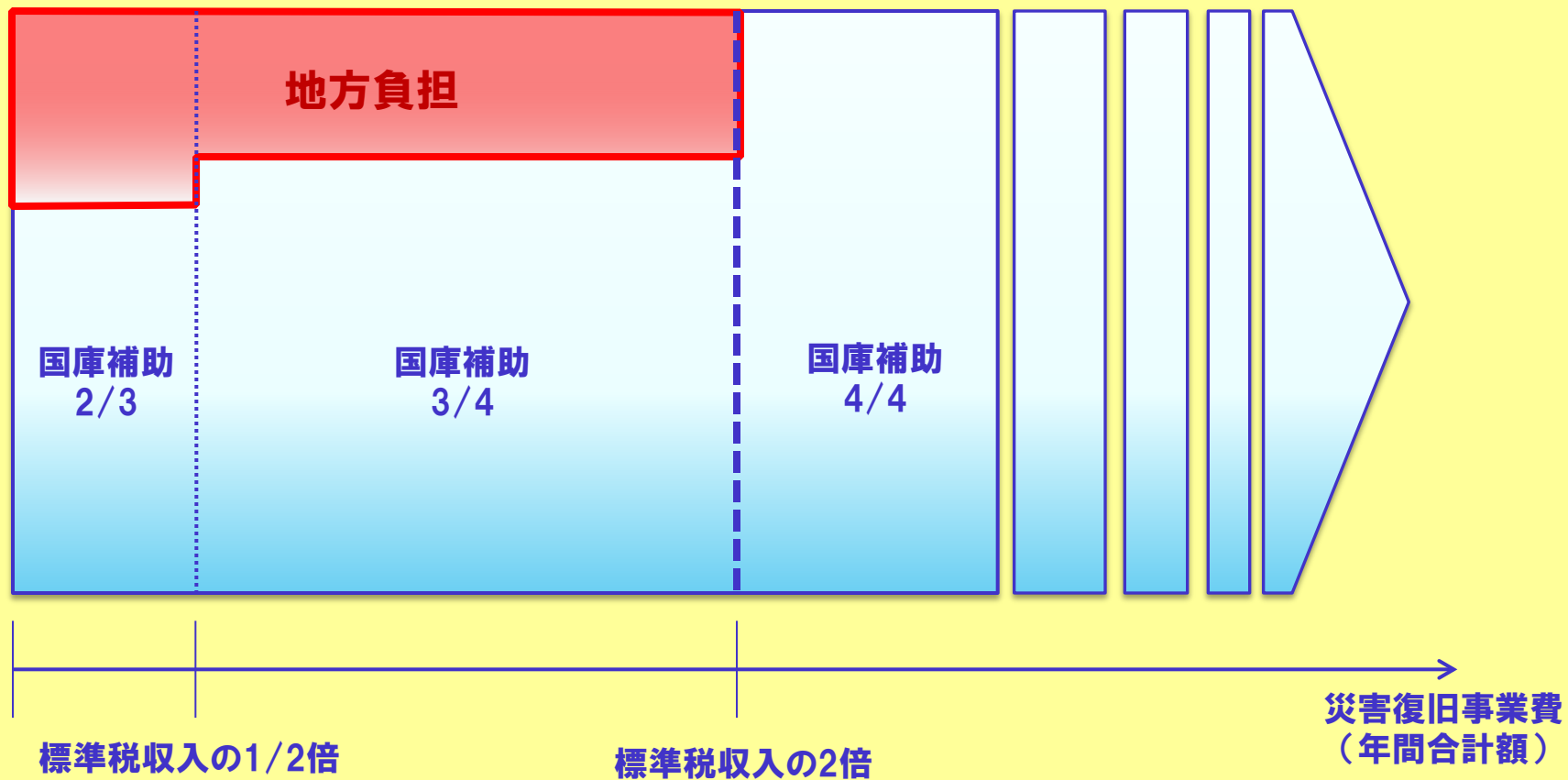


事務費算定

3億円以下の額	…4.5%
3億円を超え5億円以下の額	…3.5%
5億円を超え10億円以下の額	…2.5%
10億円を超え30億円以下の額	…2%
30億円を超える額	…1.5%

国庫負担率(一般分)

国庫負担率算出方法



年間の災害復旧事業費が、

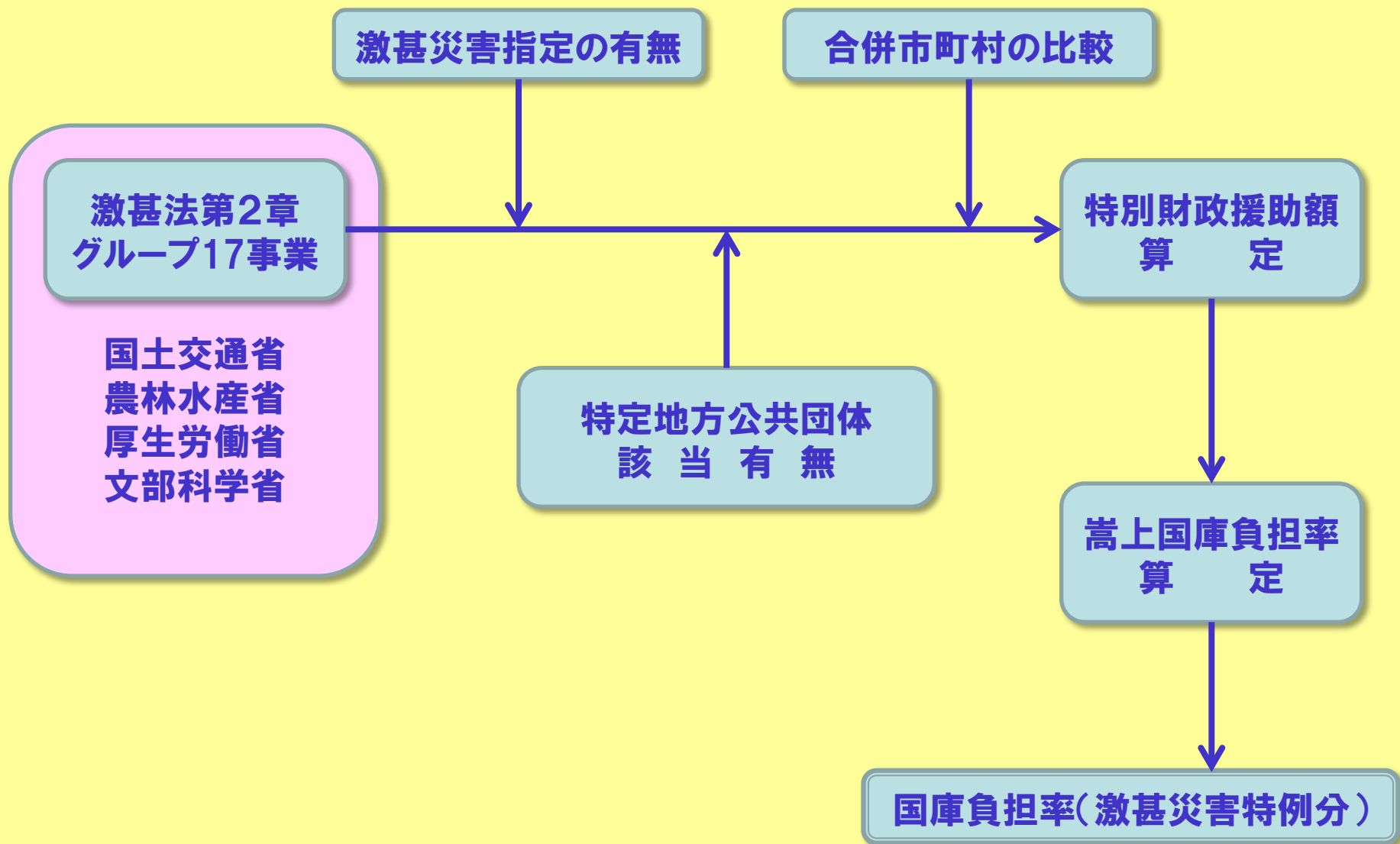
標準税収の1/2に相当するまでの額については、**2/3**が国費

標準税収の1/2を超え、2倍に達するまでの額に相当する額については**3/4**が国費

標準税収の2倍を超える額に相当する額については**4/4**が国費



激甚法特別財政援助額算定フロー



激甚法特別財政援助額算出方法

(都道府県の場合)



(市町村の場合)



災害復旧事業費の地方負担について、
激甚災害に指定された場合に、
財政力に応じ、さらに国庫補助率を
を嵩上げ



◆予算計上

災害復旧事業に係る国庫負担金は、一般会計予算に当該年度に施行する災害復旧事業に必要な経費として計上

- ・過年災 : 初年度での予算措置状況・標準的な予算進度等を考慮
- ・当年災 : 過去数箇年の実績等より試算

◆復旧進度

災害復旧事業は、できる限り早期完了させるために3箇年復旧のための予算措置が図られ、その復旧進度は累計で、

初年度	85%
第2年度目	99%
第3年度目	100%

- 国庫負担金は年災毎に交付(交付申請は過年災・現年災の別)
- 現年災に対する交付決定は、基本率2/3を下らない負担率により概算交付可能
- 市町村へは法定受託により知事から交付



◆負担法第10条

国の負担金の交付を受けた地方公共団体が**負担金に係る災害復旧事業を施行したときは、遅滞なく、その事業費を精算して主務大臣の成功認定を受けなければならない**



事業費の精算は、成功認定を受けるために必要な行為

工事費

- ・ 各費目(工事費、テスト、用地補償等)について精算 <例1>
- ・ 一の災害復旧事業(一箇所の工事)ごとに精算 <例2~3>
(各工区の精算額の合計額を求めて、一箇所の工事の精算額とする)
- ・ 内未成(転属)額は定額扱い <例4~8>
(内未成は年災別に区分。前災の災害費(内未成)は定額。調整は、後災で行う)
- ・ 合併施工の場合はそれぞれの工事費比例して精算 <例9~10>

指導監督事務費 (法定受託事務) 給与・旅費・庁費

- ・ 使用限度額は市町村事業費の2%以内(運用上1.5%上限)
- ・ 使途基準を逸脱しない
- ・ 事務費との一括経理は認められない
(市町村の指導監督経費:本庁・出先の区分なく執行可能)

残存物件 購入材・機械器具・備品

- ・ 取得価額を基礎として金銭に換算し、剰余金に算入
- ・ 再使用不可のものは売却又は評価により精算

災害復旧事業が法令に定められたとおりに執行されているか？

交付決定どおりその目的を達しているか？

検査

※書類検査及び現地検査により実施

成果を確認して、最終的に精算事業費を確定して
これに対する国の負担金を認定

換言すれば

成功認定を受けることで国庫負担金が確定
精算（事業の完了）

国は国庫負担金の交付決定通知をもって、地方公共団体に対して支払債務を負う

↓ ※成功認定によって履行期に達する

国庫負担の目的が達成されなければ支払義務が生じない

（実際には未確定債権の履行期到来前に「概算払」として支払っている）

⇒成功認定によって国庫負担金が確定⇒「精算」

※一部成功認定：一会計年度ごとに施行された事業が対象

※全部成功認定：一つの年災が全部完了したときに行う

※市町村の成功認定

県知事が行い、大臣に報告

今般の講習が、今後の災害復旧事業において
お役に立ちますことを祈念して…

ご静聴ありがとうございました

